

ミツヒロニュース



今年はコロナで始まりコロナで終わりそうです。先日、食べることは体と心を育む基盤だと書かれたメルマガを読みました。食を軽視すると確実に心も体も蝕まれます。しっかり噛んで食べる事は、生命の維持と強化に重要な身体活動で、よく噛む事で沢山の唾液が出てきます。の中には、酵素・ビタミン・ミネラル・ホルモンなどが含まれており、消化吸收を高め細菌などの毒素を弱めたり、口や消化管を保護するなど多様な働きをしています。

是非よく噛んで食べて頂きたいと思います。**光廣 昌史**



今月のトピックス

- ◇Go To キャンペーン事業を利用した場合の税務上の取り扱い
- ◇フェラーリなどの高額な資産は減価償却できないのか？
- ◇年末年始に伴う休業のお知らせ
- ◇あとがき
もみのき森林公园
マラソン出場！



Go To キャンペーン事業を利用した場合の税務上の取り扱い

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済活動を回復させるための施策として打ち出されたGoToキャンペーン。今回はGoToキャンペーンを利用した際の税務上の取り扱いについて解説いたします。

I. Go To キャンペーン事業の内容



1. Go To トラベル キャンペーン事業

Go To トラベルキャンペーンは、2020年7月22日から2021年3月15日まで行われています。

◆事業概要

- ・国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援。
- ・給付額のうち、7割は旅行代金の割引に、3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与。
- ・1人1泊当たり2万円が給付上限。日帰り旅行については1万円が上限。
- ・連泊や利用回数の制限なし。但し、連泊分は、11月17日（火）0時以降分の予約・販売分より7泊分までが支援の対象となります。
- ・地域共通クーポンは2020年10月1日以降の出発から対象。それまでの旅行の場合、地域共通クーポンは付かず、旅行代金の割引（旅行代金総額の35%）が対象。



なお、10月29日、Go To トラベル事務局は、Go To トラベル事業の支援について、観光を主たる目的としない旅行商品は11月6日（木）0時の予約販売分より対象外とすると発表しました。これにより、会社がビジネス出張で、Go To トラベルを利用することはできなくなりました。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

2. Go To Eat キャンペーン事業

Go To Eat キャンペーンは、2020年10月11日から2021年3月31日まで行われています。

◆事業概要

①地域で使えるプレミアム付食事券の発行

【利用のポイント】

- ・基本は紙の食事券でおつりが出ない（今後は電子チケットも検討されている）。
- ・1冊1万円（12,500円分の食事券）で、1,000円券と500円券を組み合わせて販売されるケースが多い。
- ・1回の購入の上限額は、2万円（2万5千円分の食事券）。
- ・販売期間は2021年1月末まで、使用期限は2021年3月末まで。
- ・食事券は指定された地域でのみ使用可能。つまり大阪府で購入した場合は府内のみで使える。また東京都民が大阪府のチケットを買うなど、自分の居住地以外の食事券を買うこともできる（石川県など県民しか購入できない場合も）。
- ・食事券が使える飲食店は、自治体の専用サイトでチェックできる。
- ・販売開始日、販売方法などは地域によって異なる。

②オンライン飲食予約の利用によるポイント付与

オンライン飲食予約サイトからお店の予約を入れて、実際にそのお店で飲食をすると、2回目以降に同じサイト上で使えるポイントがもらえます。

なお、予約が予算616億円に達した時点で、Go To Eatのポイント付きの新たな予約はできなくなります。

【利用のポイント】

- ・ポイント付与は1人当たり、ランチタイム500円分、ディナータイム1,000円分のポイント付与。
- ・上限額は1回の予約あたり10人分（最大1万円分）まで。
- ・ポイントが使えるのは、2回目以降の飲食時から。
- ・同一サイト内のキャンペーン参加店なら、全国どこでもポイントが使える。
- ・ポイント付与期間は2021年1月末まで、使用期限は2021年3月末まで。

ちなみにキャンペーンを請け負うオンライン予約サイトは13社。



II. Go To キャンペーン事業を個人で利用した場合の取り扱い

Go To キャンペーン事業における給付金が課税対象となり、一時所得に区分されました。一時所得はその年の他の一時所得とされる金額との合計額が特別控除の50万円を超えない限り、課税対象とはならないので、すぐに課税されるケースは多くないと考えられますが、50万円を超えると課税対象となります。

なお、給付金による所得が誰に帰属するかについては、この給付は税務上、旅行者個人の一時所得として所得税の課税対象となります。これら（25%分のプレミアムの給付がついた食事券やオンライン飲食予約サイトを通じた飲食予約などの後に給付されるポイント）の給付は税務上、消費者個人の一時所得として所得税の課税対象となります。

III. Go To キャンペーン事業を法人で利用した場合の取り扱い

地域共通クーポンは旅行先の土産物店等での商品代金等の支払に利用できるものとして国から旅行者に給付され、国が商品代金等の一部を負担するものなので地域共通クーポンの取扱店が販売する商品の対価の額が変わるものではありません。したがって、消費税の課税事業者に該当数取扱店舗が、2,200円（消費税込）の商品を1,000円分の地域共通クーポンと現金1,200円を受け取っても取扱店舗の消費税の課税売上げ（税抜き）は2,000円となるとしています。

地域共通クーポンは紙のクーポンと電子媒体のクーポンの2タイプあり、旅行代金の15%相当額が付与され、事業の対象となる宿泊旅行の宿泊日とその翌日（日帰り旅行の場合は旅行の当日）が有効期限となっています。

会社の出張でGo To トラベル対象の旅行商品22,000円（税込）を購入する場合、出張者は現金等で14,300円を旅行業者に支払い、残額7,700円はGo To トラベル事務局が旅行業者に支払うことになります。この場合、会社が出張旅費等で計上する課税仕入れの金額は税込22,000円となります。（旅行業者の課税売上は税抜20,000円）。

充当された金額7,700円の会社の経理処理としては、従業員との間で7,700円分を含めて、通常は精算すると考えられますが、精算しない場合には、不課税取引となる雑収入などで計上することになります。

◆出張費用の仕訳例（税抜経理）

①従業員との間で7,700円分を含めて精算する場合

| | | | |
|--------|-----------------|----|---------|
| 旅費交通費 | 20,000円 | 現金 | 22,000円 |
| 仮払消費税等 | 2,000円 (10%) | | |

②従業員との間で7,700円分を精算しない場合

| | | | |
|--------|-----------------|-----|-----------------|
| 旅費交通費 | 20,000円 | 現金 | 14,300円 |
| 仮払消費税等 | 2,000円 (10%) | 雑収入 | 7,700円 (不課税) |

※11月6日0時以降に予約したものについては、ビジネス出張では利用できません。

これまでの利用分については注意して処理してください。

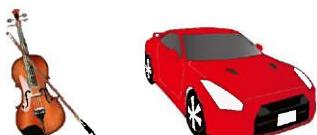


フェラーリなどの高額な資産は減価償却できないのか

1. 税務調査で問題になる減価償却資産

以前、カレーハウス CoCo 壱番屋の創業者（宗次徳二氏）の資産管理会社が税務調査により約20億円の法人税の申告漏れを指摘されたことが報道されました。これはストラディバリウス（ヴァイオリン）は「時の経過によりその価値の減少しない資産」に該当するので、減価償却費が計上できることで否認されました。これとも関係する話ですが、「そもそも、減価償却資産とは？」、「社長の趣味を反映した高額な減価償却資産は税務調査で否認されるのか？」という論点があります。

2. 国税不服審判所の裁決（平成7年10月12日）



これは2,862万円（税込）のフェラーリ（2人乗り、排気量4.94リットル）が法人の事業用資産か？社長の個人的資産か？につき、争われた事例ですが、国税不服審判所は次のとおり判断しています。

個人的趣味によって選定された外国製のスポーツカータイプの乗用車であるとしても、現実に法人の事業の用に使用されていることが推認できる以上は、国税の主張を採用することはできない。

ちなみに、国税の主張（一部）は次のとおりでした。

- この車は事業の用に供するために取得したものではなく、代表者の個人的趣味により取得したもの。
- 法人の関係書類等からみて、事業の用に供された実績が明らかではなく、事業用資産であるとは認められない。
- イタリア製の高級スポーツカーであり、法人の事業内容、一般社会常識から判断して、個人的趣味の範囲内のもの。

しかし、「現実に法人の事業の用に使用されていることが推認できる」ということで、法人の主張が認められたのです。ただし、本来は「推認」ではなく、「運行記録簿」などを作成し、「事業用としての【証拠】」を残しておくべきです。だから、高額であっても、個人的趣味を反映していても、法人の事業で適正に使用していれば、減価償却資産で問題ないのです。自動車に関していえば、排気量も2ドアも関係ないので。

（次頁へつづく）

3. 国税不服審判所の裁決（平成3年12月18日）

この事例は「不動産賃貸業、美術品販売業を営む同族会社」、「外国のオークションで、テーブル3脚、電気スタンド8台を購入」、「総額7,223万円（ブロンズ製）」という前提で、什器備品として減価償却費を計上したところ、税務調査において「減価償却資産ではない」と否認されたものです。ただし、国税不服審判所は次のとおり判断し、法人の主張を認めました。

- 一般的な同種の資産と比べて極めて高額だが、美術館としての事業の用に供する調度品。
- 美術館の評価、展示物の品位を高めるため、例えば、特定作家の特定備品を展示物の背景として使用する必要があった。
- 美術、工芸品として陳列、収蔵しておらず、法人の画廊でインテリアオブジェ、事務用照明器具として、来客接待用のテーブルとして現実に使用。
- 現実にその用途に従い、家具として日常的に使用されており、展示関係者、美術館来所者の接触、利用により、破損、摩耗することもある。

4. 税務調査では適正な反論を！

「高額だからNG」、「社長の個人的趣味を反映しているからNG」という理屈はおかしいということです。ただし、これらは私が税務調査のご相談をお受けしていると、よく指摘されている話もあります。しかし、それは間違っており、「高額でも」、「社長の個人的趣味を反映していても」、「時の経過によりその価値の減少する資産」であり、実際に事業に使用されていれば、減価償却費を計上できるのです。税務調査では色々なことが「とりあえず」指摘されたりしますが、その指摘には正しいものもあれば、間違っているものもあります。**税務調査の後日談をお聞きしていると、「私が立ち会っていれば、それは否認されなかつたのに・・・」**という歯がゆい思いをするものも少なくありません。みなさんの会社に税務調査があり、お困りのことがあれば、是非、ご相談ください。



参考文献： ■税のしるべ ■週刊税務通信

年末年始に伴う休業のお知らせ

弊社の年末年始に伴う休業日を

下記の通りとさせて頂きます。

ご了承の程、よろしくお願ひ致します。

休業期間：12月29日(火)～1月4日(月)

尚、5日(火)より平常通り業務を行います。

あとがき 虫明です。コロナの影響によりミツヒロランニング同好会の活動も限られていましたが、8月には合宿を行い、11月15日にもみのき森林公園で開催されたマラソン大会（駅伝の部）に出場しました。結果は4チーム中3位でした。コロナ禍で参加人数の制限、ゼッケンの事前送付、受付、開会式の簡素化など3密対策がしっかりとされていました。今年は全国で様々なマラソン大会が延期や中止になっているので残念ですが、各個人ができる練習を続けていくたいと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営戦針盤
**Office
Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！



夢を実現する第一歩のために

2020年12月号

ミツヒロニュース



贈与は年内に!!

令和3年度 税制改正「生前贈与」に税制のメス!?

2020年11月13日に開催された、第4回政府税制調査会（首相の諮問機関）において、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について議論されました。（親から子へ資産を受け継ぐ際にかかる税制）

資産格差の固定化を回避する観点から、贈与税と相続税の制度を見直す必要があるとの認識で一致しました。

- ①相続税対策として、生前贈与を使って税負担を減らすことは資産格差の固定化になるので、回避すべきである。
⇒贈与税と相続税はいずれも、受け継ぐ金額が増えるのに従って税率が高くなります。富裕層は高い税率での相続を避けるため、財産を複数年に分けて贈与、相続し、節税を図ることが可能です。
- ②贈与税、相続税の課税体系を見直す必要がある。
- ③遺産が少ない人に不利な制度である。
- ④格差の固定化につながるので、見直しが必要である。

12月中旬くらいに予定されている税制改正大綱において、「相続税対策としての生前贈与」に何らかの税制改正があるかもしれません。詳細については分かり次第お伝えしますので、**できる限り今年中に贈与をしておいてください。**

なお、教育資金贈与、結婚・子育て資金贈与非課税制度は、導入された当初よりも新規契約件数が大幅に減少しています。

(1)教育資金贈与信託

【新規契約数】

平成25年度:67,581件
令和元年度 : 9,413件



(2)結婚・子育て資金贈与信託

【新規契約数】

平成27年度:4,712件
令和元年度 : 212件



自民党税制調査会でもこれらの贈与制度は「縮小を含めて議論する（10/21日経新聞朝刊）」方向性であることから、令和3年度税制改正でどのような改正が行われるのか注目したいところです。

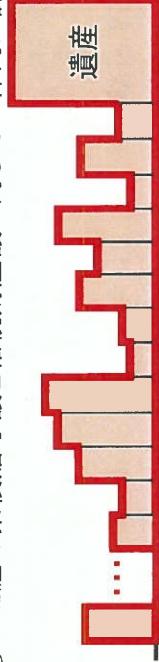
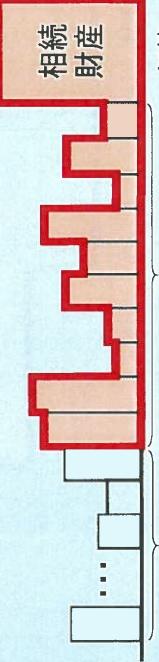
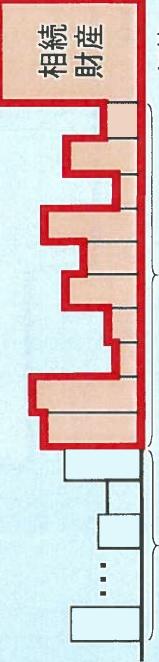
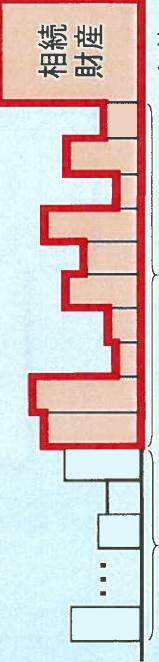
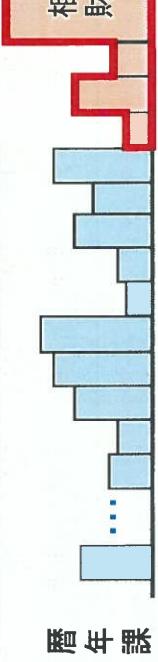
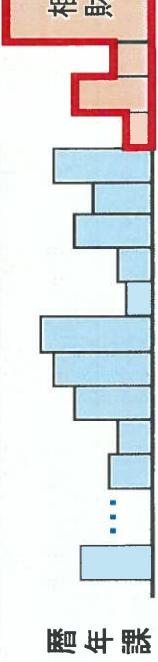
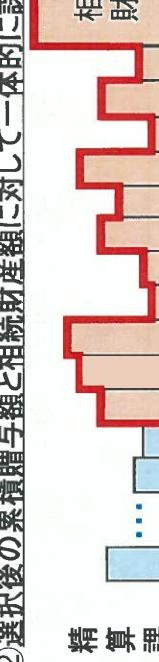
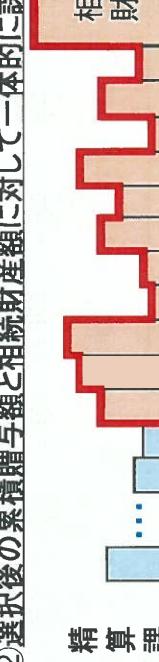
まだ、これらの制度を利用されていない場合には、ぜひ、今年中に検討してください。

(次頁の表をご参考ください。)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

| | | | |
|-------------------|--|---|---|
| 米 (遺産税方式) | ①贈与税と遺産税は統合されており、 ②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一體的に課税 |  | 生涯にわたる贈与※ ○に遺産税(相続税)を一體的に課税 ⇒資産移転の時期に中立的 |
| | ①贈与税と相続税は統合されており、 ②一定期間(例:10年、仏15年)の累積贈与額と相続財産額に対して一體的に課税 |  | 過去贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、 遺産税額から控除(控除不足額は還付) ○に相続税を一體的に課税 ⇒資産移転の時期に中立的 |
| 独・仏 (遺産取得課税方式) | ①贈与税と相続税は別体系であり、 ②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税 |  | 過去贈与分に対応する税額(過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない) ○に相続税を課税 ⇒資産移転の時期に中立的でない |
| | ①贈与税と相続税は別体系であり、 ②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税 |  | 過去贈与分に対応する税額(過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない) ○に相続税を課税 ⇒資産移転の時期に中立的でない |
| 日 (法定相続分課税方式) | ①贈与税と相続税は別体系であるが、 ②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一體的に課税 |  | 死亡前3年以内の贈与 (贈与税) それ以前の贈与 (贈与税) ○に相続税を一體的に課税 ⇒選択後は生前贈与と相続で税負担は一定 |
| | ①贈与税と相続税は別体系であるが、 ②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一體的に課税 |  | 死亡前3年以内の贈与 (贈与税) それ以前の贈与 (贈与税) ○に相続税を一體的に課税 ⇒選択後は生前贈与と相続で税負担は一定 |
| 本 (選択制) | ①贈与税と相続税は別体系であるが、 ②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一體的に課税 |  | 選択前の贈与 (贈与税) 精算課税選択後の贈与※ (贈与税) ○に相続税を一體的に課税 ⇒選択後は生前贈与と相続で税負担は一定 |
| | ①贈与税と相続税は別体系であるが、 ②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一體的に課税 |  | 選択前の贈与 (贈与税) 精算課税選択後の贈与※ (贈与税) ○に相続税を一體的に課税 ⇒選択後は生前贈与と相続で税負担は一定 |

参考文献： ■内閣府 納稅環境整備に関する専門家会合 2020 年度

【発行】 株式会社オフィスマツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

